分かりやすい説明の実施に際して参考とすべき基準

1．記載事項

⑴必要十分な記載事項

1　個人情報の取扱いに関する情報として、以下の７項目が記載されていること

1）提供するサービスの概要

2）取得する個人情報と取得の方法

3）個人情報の利用目的

4）個人情報や個人情報を加工したデータの第三者への提供の有無及び提供先

5）消費者等本人による個人情報の提供の停止の可否、訂正及びその方法

6）問合せ先

7）保存期間、廃棄

2．記載方法

⑴取得する個人情報とその取得方法に係る記載方法

2　取得する個人情報の項目とその取得方法について、可能な限り細分化し、具体的に記載していること

3　取得する個人情報の項目やその取得方法のうち、消費者等本人にとって分かりにくいものを明確に記載していること

⑵個人情報の利用目的に係る記載方法

4　取得する個人情報の利用目的を特定し、具体的に記載していること

5　個人情報の利用目的が、取得する個人情報の項目と対応して記載されていること

6　取得する個人情報の利用目的のうち、消費者等本人にとって分かりにくいものを明確に記載していること

⑶第三者への提供の有無及び個人情報や個人情報を加工したデータの提供先に係る記載方法

7　個人情報取扱事業者が取得する個人情報や個人情報を加工したデータを第三者に提供する場合、その提供先（事後的に提供先を変更する場合は提供先の選定条件を含む）及び提供目的が記載されていること

8　個人情報取扱事業者が取得した個人情報を加工したデータを第三者に提供する場合、その加工方法が記載されていること

⑷消費者等本人による個人情報の提供の停止の可否及びその方法に係る記載方法

9　消費者等本人が個人情報取扱事業者による個人情報の取得の中止又は利用の停止が可能であるかが記載され、可能である場合には取得の中止方法又は利用の停止方法を明示して記載していること

上記の「参考とすべき基準」は、個人情報を含む「パーソナルデータ」を利活用してサービスを行う事業者が、消費者から「パーソナルデータ」を取得し利用する際に、消費者に対して行う情報提供や個人情報保護を推進する上での考え方や方針等を分かりやすく説明した文書等の内容の適切性を第三者が事前に評価する際のツールとして経済産業省が策定した「評価基準」を基に作成したものである。

同評価基準の評価方法等については、経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ中に掲載されている。

（経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html

⑷その他参考となる事項

本ガイドラインで取り上げた典型的な事例のほか、より具体的な事例は「個人情報保護ガイドライン等に関するＱ＆Ａ」で取り上げる。ただし、同Ｑ＆Ａの事例も、すべての事例を網羅することを目的とするものではなく、実際には個別事案ごとの検討が必要となる。

同Ｑ＆Ａは、経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ中に掲載され、随時更新する予定である。

（経済産業省ホームページの「個人情報保護」のページ）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html

別添

クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いについて

クレジットカード情報（カード番号、有効期限等）を含む個人情報（以下「クレジットカード情報等」という。）は、情報が漏えいした場合、クレジットカード情報等の不正使用によるなりすまし購入などの二次被害が発生する可能性が高いため、クレジットカード会社のほか、クレジットカード決済を利用した販売等を行う事業者及びクレジットカード決済を利用した販売等に係る業務を行う事業者並びにこれら事業者からクレジットカード情報等の取扱いを伴う業務の委託を受けている事業者（以下「クレジット販売関係事業者等」という。）は、クレジットカード情報等の安全管理措置として、特に以下の措置を講じることが望ましい。

また、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６か月以内のいずれの日においても5000人を超えない者であっても、クレジット販売関係事業者等であれば、クレジットカード情報等の保護の観点から、以下の措置を講じることも含め、本ガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。

なお、クレジットカード会社は「経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン（平成16年経済産業省告示第436号）」に定めがある場合には、その例による。

①クレジットカード情報等について特に講じることが望ましい安全管理措置の実施

②クレジットカード情報等の保護に関する規定を含む契約の締結

③クレジットカード情報等を直接取得する場合のクレジットカード情報等の提供先名等の通知又は公表

【各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示】

①クレジットカード情報等について特に講じることが望ましい安全管理措置の実施

・クレジットカード情報等について、利用目的の達成に必要最小限の範囲の保存期間を設定し、保存場所を限定し、保存期間経過後適切かつ速やかに破棄

・クレジット売上伝票に記載されるクレジットカード番号を一部非表示化

・クレジットカード読取端末からのクレジットカード情報等の漏えい防止措置を実施（例えば、クレジットカード読取端末にはスキミング防止のためのセキュリティ機能（漏えい防止措置等）を搭載する等）

・クレジットカード情報等を移送・送信する際に最良の技術的方法を採用

・他のクレジットカード販売関係事業者等に対してクレジットカード情報等が含まれる個人情報データベース等へのアクセスを許容している場合においてアクセス監視等のモニタリングを実施

②クレジットカード情報等の保護に関する規定を含む契約の締結

・クレジットカード情報等を取り扱う業務に係る契約の締結の際に、クレジットカード情報等の保護に関する規定を設定（例えば、クレジットカード情報等の保護の観点から情報提供を求める旨の規定や、クレジットカード情報等の取扱いが不適切なことが明らかな場合において当該情報を取り扱う業務の是正を求めることや当該業務に係る契約を解除する旨の規定を設定）

③クレジットカード情報等を直接取得する場合のクレジットカード情報等の提供先名等の通知又は公表

・インターネット取引においてクレジットカード情報等を本人から直接取得するなど、クレジットカード情報等を本人から直接取得する場合、法第18条各項の規定に基づき、本人に利用目的を明示又は通知若しくは公表するほか、クレジットカード情報等の取得者名、提供先名、保存期間等を通知又は公表

副
この告示は、公布の日から施行する。